特別障害者手当は、障害者の生活の基盤となる所得補償制度を確立するため、障害基礎年金とあわせて創設されたものです。

重度の障がいにより特に必要とされる負担の軽減を図ることを目的としています。

**特別障害者手当について**

◎対象者

※著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方

※20歳以上の方

※施設入所、３ヶ月以上の入院をしていない方

◎手続きの流れ

申請（市役所障がい福祉課）　→　市で判定（認定又は却下）　→　受給開始

※認定された場合は、申請した月の翌月から手当の支給が開始されます。

◎手当の額

|  |
| --- |
| 月額 |
| 27.300円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象月 | 手当の支払い日 |
| 11、12、１月 | ２月10日 |
| ２、３、４月 | ５月10日 |
| ５、６、７月 | ８月10日 |
| ８、９、10月 | 11月10日 |

　※支払日が土・日・祝日の場合は、原則としてその前日の金融機関営業日に支払われます。

◎所得による制限

前年度の所得（請求月が１月～６月の場合は前々年度）が次の限度額以上の場合は、支給されません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税法上の控除対象配偶者と  扶養親族の数 | 受給者本人 | 受給者の配偶者、  扶養義務者 |
| ０人 | 3,604,000 | 6,287,000 |
| １人 | 3,984,000 | 6,536,000 |
| ２人 | 4,364,000 | 6,749,000 |
| ３人 | 4,744,000 | 6,962,000 |
| ４人 | 5,124,000 | 7,175,000 |
| ５人 | 5,504,000 | 7,388,000 |

◎障害の程度

次の（１）～（４）の１つに該当するもの。

（１）下の表①～⑦の障害が２つ以上あるもの

（２）下の表①～⑦の障害が１つあり、かつ、それ以外の国民年金２級程度の障害が２つあり、あわせて３つの障害があるもの

（３）下の表③～⑤までに規定する身体の機能の障害が１つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

（４）下の表⑥～⑦に規定する障害が１つあり、その状態が、絶対安静、または精神の障害の場合は、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

|  |
| --- |
| 1. 両眼の視力の和が0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの。若しくは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認定数が70点以下かつ両眼中心視野視認定数が20点以下のもの。   ②　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの  ③　両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの  ④　両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は、両下肢を足関節以上で欠くもの  ⑤　体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの  ⑥　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの  ⑦　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

◎その他

※手帳所持の有無に関わらず、診断書での判定になるため、認定されない場合もあります

※診断書料など申請に必要な書類に係る費用は自己負担となります

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜お問合せ先＞

　障がい福祉課　0982-22-7059